

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第151号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 平成16年4月1日において京都市心身障害児福祉会館(以下「会館」という。)への入所の措置が採られた児童(同年3月31日に会館において法第21条の11第5項に規定する居宅支給決定保護者に係る障害児であった者に限る。)の扶養義務者についての別表第3の規定の適用については、同表備考7中「に対して法第23条第1項本文の規定による保護又は」とあるのは、「が学校教育法第1条に規定する幼稚園に通園しているもの又は当該児童に対して」とする。

別表第1備考6中「各号の一」を「いずれか」に改め、同備考6(4)中「前2号」を「(2)又は(3)」に改める。

別表第3備考7中「対して」の右に「法第23条第1項本文の規定による保護又は」を加え、同備考8を同備考9とし、同備考7の次に次のように加える。

8 法第27条第1項第3号の規定により里親への委託が行われている児童で知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設への入所の措置が採られたものの当該入所に係る措置費は、徴収しない。

別表第6備考以外の部分を次のように改める。

区分	徴 収 額 (月 額)									
	3歳未満の児童の場合の基準額					同一世帯から2人以上入所している場合における2人目の児童についての加算額				
	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
B	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	900	900	900	900
C ₁	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
C ₂	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
D ₁	9,300	9,800	10,000	10,200	10,700	5,000	5,300	5,400	5,500	5,700
D ₂	12,000	12,400	12,700	12,900	13,200	6,200	6,400	6,600	6,700	6,900
D ₃	14,900	15,500	15,900	16,600	16,900	7,600	8,000	8,200	8,500	8,700
D ₄	20,400	21,400	22,000	22,400	22,800	10,000	10,600	10,900	11,100	11,300
D ₅	26,900	27,800	28,600	28,800	29,100	12,800	13,400	13,700	13,900	14,100
D ₆	31,300	32,400	32,800	33,600	33,900	14,800	15,400	15,700	16,000	16,200
D ₇	34,600	35,900	36,200	36,500	36,900	15,800	16,500	16,700	16,900	17,100
D ₈	38,000	39,300	39,500	40,500	40,700	17,200	17,900	18,100	18,500	18,700

別表第6備考3中「各号の一」を「いずれか」に改め、同備考3(4)中「前2号」を「(2)又は(3)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則別表第6の規定は、平成16年4月分の児童福祉法第51条第4号に掲げる費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。